

広島県告示第七百四十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十二年九月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県廿日市市大野		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。	区域の表示及び指定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）で定める事項
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
松ヶ原C（八三七一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	松ヶ原C（八三七一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松ヶ原N（六七五三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	松ヶ原N（六七五三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松ヶ原N（六七五三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	松ヶ原N（六七五三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松ヶ原T（六七八一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	松ヶ原T（六七八一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松ヶ原X（六七九八一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	松ヶ原X（六七九八一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松ヶ原X（六七九八一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	松ヶ原X（六七九八一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松ヶ原X（六七九八一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	松ヶ原X（六七九八一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松ヶ原AD（七三九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	松ヶ原AD（七三九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

九b) 恵川支川 (八九)	土石流	次の図のとおり	九b) 恵川支川 (八九)	土石流	次の図のとおり	
九a) 恵川支川 (八九)	土石流	次の図のとおり	九a) 恵川支川 (八九)	土石流	次の図のとおり	
八隣) 恵川支川 (八九)	土石流	次の図のとおり	八隣) 恵川支川 (八九)	土石流	次の図のとおり	
八) 恵川支川 (八九)	土石流	次の図のとおり	八) 恵川支川 (八九)	土石流	次の図のとおり	
七隣) 恵川支川 (八九)	土石流	次の図のとおり	七隣) 恵川支川 (八九)	土石流	次の図のとおり	
七) 恵川支川 (八九)	土石流	次の図のとおり	七) 恵川支川 (八九)	土石流	次の図のとおり	
六隣) 恵川支川 (八九)	土石流	次の図のとおり	六) 恵川支川 (八九)	土石流	次の図のとおり	
六) 恵川支川 (八九)	土石流	次の図のとおり		六) 恵川支川 (八九)	土石流	次の図のとおり
五) 恵川支川 (八九)	土石流	次の図のとおり		五) 恵川支川 (八九)	土石流	次の図のとおり
隣) 恵川支川 (二四)	土石流	次の図のとおり	隣) 恵川支川 (二四)	土石流	次の図のとおり	
四) 恵川支川 (二)	土石流	次の図のとおり	三) 恵川支川 (二)	土石流	次の図のとおり	
三) 恵川支川 (二)	土石流	次の図のとおり		三) 恵川支川 (二)	土石流	次の図のとおり
九) 恵川支川 (一)	土石流	次の図のとおり		九) 恵川支川 (一)	土石流	次の図のとおり
陽緑台 (二二八 ―三)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	陽緑台 (二二八 ―三)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	
陽緑台 (二二八 ―二)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	陽緑台 (二二八 ―二)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	
陽緑台 (二二八 ―一)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	陽緑台 (二二八 ―一)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	
八) 陽緑台 (二二)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	八) 陽緑台 (二二)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	

出合川（二〇 隣）	北谷川（二二）	恵川支川（五六 三〇）	恵川支川（五〇 四六）	恵川支川（五〇 四五b）	恵川支川（五〇 四五a）	恵川支川（五〇 四三）	恵川支川（五〇 三九）	恵川支川（五〇 三八隣a）	恵川支川（五〇 三八）	恵川支川（五〇 三七）	恵川支川（九〇 〇隣）	恵川支川（九〇 〇）
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
出合川（二〇 隣）	北谷川（二二）		恵川支川（五〇 四六）	恵川支川（五〇 四五b）	恵川支川（五〇 四五a）	恵川支川（五〇 四三）	恵川支川（五〇 三九）	恵川支川（五〇 三八隣a）	恵川支川（五〇 三八）	恵川支川（五〇 三七）	恵川支川（九〇 〇隣）	恵川支川（九〇 〇）
土石流	土石流		土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局土木整備部砂防課及び
広島県西部建設事務所（廿日市支所）に備え置いて縦覧に供する。